

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月15日
【四半期会計期間】	第11期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社サイバーセキュリティクラウド
【英訳名】	Cyber Security Cloud , Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 暉
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東三丁目9番19号
【電話番号】	03-6416-9996(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 倉田 雅史
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目9番19号
【電話番号】	03-6416-9996(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 倉田 雅史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期累計期間	第10期
会計期間	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
売上高 (千円)	260,283	816,497
経常利益 (千円)	32,603	141,950
四半期(当期)純利益 (千円)	27,425	153,774
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	319,150	174,250
発行済株式総数 (株)	2,305,000	2,235,000
純資産額 (千円)	527,339	210,113
総資産額 (千円)	735,208	498,822
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	12.25	68.80
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	11.92	-
1株当たり配当額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	71.73	42.12

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 当社は、2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年9月9日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
6. 第11期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当社は2020年3月26日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から当第1四半期会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 当社は、第10期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第10期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大による事業への影響については、今後も注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

（1）財政状態の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における流動資産は663,350千円となり、前事業年度末に比べ238,002千円増加いたしました。これは主に、公募増資を行った結果、現金及び預金が214,361千円増加したことによるものであります。固定資産は71,857千円となり、前事業年度末に比べ1,616千円減少いたしました。これは主に無形固定資産が1,250千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、735,208千円となり、前事業年度末に比べ236,385千円増加いたしました。

（負債）

当第1四半期会計期間末における流動負債は189,524千円となり、前事業年度末に比べ59,151千円減少いたしました。これは主に未払法人税等が23,453千円減少、1年内返済予定の長期借入金が16,656千円減少したことによるものであります。固定負債は18,344千円となり、前事業年度末に比べ21,688千円減少いたしました。これは長期借入金が21,688千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は207,868千円となり、前事業年度末に比べ80,839千円減少いたしました。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は527,339千円となり、前事業年度末に比べ317,225千円増加いたしました。これは公募増資により資本金が144,900千円増加、資本剰余金が144,900千円増加したことによるものであります。

（2）経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、国際情勢の緊張不安や不確実性による為替、株価の不安定な動き及び新型コロナウイルス（COVID-29）の感染拡大による影響など、依然として不透明な状況が続いております。

サイバーセキュリティを取り巻く環境においては、テレワークの浸透、AI技術の発達、IoT機器の普及、5Gサービスの開始といった情報革命による社会・経済のITへの依存度が高まるとともに、サイバーセキュリティリスクも増加し、その対策は企業にとって必須かつ急務となっております。

このような状況において、当社では「世界中の人々が安心安全に使えるサイバー空間を創造する」という経営理念を掲げ、サイバーセキュリティに関する社会課題を解決し、社会へ付加価値を提供すべく事業に取り組んでおります。

当社の当第1四半期累計期間においては、クラウド型WAF「攻撃遮断くん」の機能強化と導入企業数拡大、「WafCharm」の課金ユーザー数拡大に向けた取り組みに加え、AWS WAFのManaged Rulesの販売を推進してまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の当社の経営成績は、売上高260,283千円、営業利益43,212千円、経常利益32,603千円、四半期純利益27,425千円となりました。

なお、当社はWebセキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3）経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の総額は、13,159千円となりました。なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,940,000
計	8,940,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年5月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,305,000	2,313,500	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	2,305,000	2,313,500	-	-

(注) 2020年4月1日から2020年4月30日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が8,500株増加しております。なお、2020年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第4回新株予約権
決議年月日	2020年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 29
新株予約権の数(個)	298
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,500(注)2,6
新株予約権の行使期間	2022年2月15日から2030年2月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,500 資本組入額 2,250(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3,4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に対する譲渡、担保権の設定 その他処分をすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行時(2020年2月14日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、(注)2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 行使条件

新株予約権発行時において当社取締役又は従業員であった者は、割当日から1年が経過する日まで、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位又は当社若しくは当社子会社と業務委託契約を締結している関係にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が承認する正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 下記の場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

新株予約権の割当を受けた者が(注)3に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

(注) 4 に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

6. 新株予約権の行使時の払込金額については、「本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結までの間に、会社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合には、行使価額は、上記行使価額と金融商品取引所に上場した場合の募集株式 1 株当たりの公募価格のうち、いずれか高い金額に調整されるものとする。」としておりました。したがって、当社の2020年3月26日における東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、新株予約権の行使時の払込金額については、上記の募集株式 1 株当たりの公募価格である4,500円に調整されております。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年3月25日(注)	70,000	2,305,000	144,900	319,150	144,900	310,150

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格	4,500円
引受価額	4,140円
資本組入額	2,070円
払込金総額	289,800千円

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,235,000	22,350	-
単元未満株式	普通株式 -	-	-
発行済株式総数	2,235,000	-	-
総株主の議決権	-	22,350	-

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2019年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当四半期報告書は、第1四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.5%
売上高基準	1.4%
利益基準	3.2%
利益剰余金基準	2.3%

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	356,914	571,275
売掛金	51,121	70,767
その他	17,312	21,307
流動資産合計	425,348	663,350
固定資産		
有形固定資産	12,346	12,091
無形固定資産	3,750	2,500
投資その他の資産	57,376	57,265
固定資産合計	73,473	71,857
資産合計	498,822	735,208
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,769	21,551
1年内返済予定の長期借入金	39,984	23,328
未払法人税等	30,826	7,373
前受金	52,675	62,075
賞与引当金	-	4,206
その他	105,421	70,990
流動負債合計	248,676	189,524
固定負債		
長期借入金	40,032	18,344
固定負債合計	40,032	18,344
負債合計	288,708	207,868
純資産の部		
株主資本		
資本金	174,250	319,150
資本剰余金	165,250	310,150
利益剰余金	129,386	101,960
株主資本合計	210,113	527,339
純資産合計	210,113	527,339
負債純資産合計	498,822	735,208

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)
売上高	260,283
売上原価	90,241
売上総利益	170,041
販売費及び一般管理費	126,829
営業利益	43,212
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	1,140
雑収入	83
営業外収益合計	1,224
営業外費用	
支払利息	204
為替差損	216
株式交付費	5,512
上場関連費用	5,900
営業外費用合計	11,833
経常利益	32,603
税引前四半期純利益	32,603
法人税等	5,177
四半期純利益	27,425

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)
減価償却費	1,504千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日度となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2020年3月26日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場にあたり、2020年3月25日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株式の発行70,000株により、資本金が144,900千円、資本剰余金が144,900千円増加しております。

この結果、当第1四半期会計期間末において資本金319,150千円、資本剰余金310,150千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

当社は、Webセキュリティ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	12円25銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	27,425
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	27,425
普通株式の期中平均株式数(株)	2,239,615
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	11円92銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	60,698
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当社は2020年3月26日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から当第1四半期会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年5月14日

株式会社サイバーセキュリティクラウド
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 公太

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 道明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイバーセキュリティクラウドの2020年1月1日から2020年12月31日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2020年1月1日から2020年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サイバーセキュリティクラウドの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。